

令和 7 年 5 月

令和7・8・9年度 安曇野市小規模工事等契約希望者登録について

この制度は、市が発注する小規模工事及び修繕等の契約を希望する事業者を登録し、市内に本店を有する小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的として実施しています。

登録された事業者は、小規模工事等を発注する際の見積を依頼する対象となることがありますが、この登録をもって必ずしも指名や契約を約束するものではありません。

なお、入札参加資格を有している事業者は本制度の登録はできませんのでご注意ください。

複数の事業者との競争見積により、予算の範囲内で最も低価格の見積書を提出した事業者と契約することになります。

記

1 対象となる契約

市が発注する小規模な建設工事及び修繕等で、技術的内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもので、1 件の契約金額が 50 万円以下のものです。

2 登録の要件

安曇野市内に主たる事業所又は住所を有し、次の各号に該当していることが要件です。

なお、建設業の許可の有無、経営組織及び従業員数等は原則問いません。

- (1) 契約を締結する能力を有する方及び破産者でない者
- (2) 安曇野市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有する者
- (4) 市税等を完納している者

なお、安曇野市指定給水装置工事事業者(給水装置工事)、安曇野市下水道排水設備指定工事店(下水道排水設備工事)は、当該業種の登録は必要ありません。

また、安曇野市小規模土木工事登録制度の登録を受けている者は、この登録を受けることはできません。

3 受付期間 令和 7 年 5 月 20 日（火）から随時受付します。

4 有効期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで (3 年間有効。ただし、随時申請により途中で申請された方で、月の 20 日までに受付した場合は、翌月から令和 10 年 5 月 31 日まで)

- 5 受付場所 安曇野市 総務部 契約検査課 契約係（安曇野市役所 2 階南 9 番窓口）
〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地
電話 0263-71-2002（直通） ファックス：0263-71-5155

6 提出書類

	提出書類	区分	備考	法人	個人
1	小規模工事等契約希望者登録申請書	原本	様式第 1 号	◎	◎
2	納税証明書	原本	滞納がないことの証明	◎	◎
3	登記事項証明書	写可	法人業者の場合	◎	/
	代表者の身分証明書 ※ <u>運転免許証等の身分証明書ではなく、本籍地の市区町村が発行する「後見の登録の通知を受けていない」、「破産の通知を受けていない」等の内容の証明書となります。</u>	写可	個人業者の場合	/	◎
4	契約を希望する業種を履行するために必要な資格又は免許等を証明する書類の写し	写可	資格及び免許等が必要な業種を希望する方	○	○

- (1) 上記 2, 3 については、発行日 3 ヶ月以内のものに限ります。
- (2) 上記 4 については、電気工事、消防施設工事等の工事を施工する場合は、技術者資格等が必要です。
- (3) 個人事業者の場合には、代表者の「身分証明書」が必要です。
- (4) ◎印は必須、○は該当する場合に提出する書類です。
- (5) 納税証明書及び身分証明書の申請用紙は、安曇野市ホームページよりダウンロードできます。

7 申請書の記入方法

- (1) 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。
- (2) 「商号又は名称」は、通常使用している名称を記入し、名称がない場合は、記入しないでください。
- (3) 「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は登記事項証明上の「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。
- (4) この申請書に押印する印鑑は、見積書や契約書(請書)等に使用する印鑑となります。

法人の場合は代表取締役印を、個人事業主の場合は個人印を押印してください。個人印は実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形する恐れのある材質でできた印鑑は使用しないでください。

- (5) 希望業種は、5 業種以内としてください。資格又は免許等が必要な業種は、その資格等名称を記入してください。希望業種の記載例は別表 1 のとおりです。

なお、**請負った契約は自ら履行することを原則とし、一括下請け及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので**、希望業種の範囲は、自ら履行(工事施工)できる業種を記載してください。

8 登録名簿への登載

各月の 20 日（休日にあたる場合は、その前日）までに申請のあったものは、翌月に登録名簿へ随時登録されます。

9 登録名簿の公開

登録名簿は、庁内に公開するほか一般に公開する場合がありますので、予めご了承ください。

10 登録事項の変更等の届出

登録(申請)内容に変更が生じたとき、又は事業を廃止したときは、小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届（様式第 2 号）により、遅滞なくその旨を届け出てください。

11 法令の遵守

この登録に基づく契約の履行にあたっては、安曇野市建設工事執行規則その他関係法令を遵守していただきます。

12 登録名簿からの抹消

登録名簿に登載されている方が、登録要件に該当しなくなった場合のほか、契約又は営業に関し不正又は不誠実な行為があった場合には、当該名簿から抹消します。

【問合せ先】

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地
(本庁舎 2 階 9 番窓口)

安曇野市 総務部 契約検査課 契約係

TEL : 0263-71-2002 (直通)

FAX : 0263-71-5155

(別表 1)

小規模工事等契約希望者登録業種の例示

	建設工事の種類	業 種 の 例 示
1	大工	大工、造作
2	左官	左官、モルタル、モルタル防水、吹付け
3	とび・土工・コンクリート	とび、足場等仮設、土工事、土留工事、はつり工事
4	石	石積み(張り)、コンクリートブロック積み(張り)
5	屋根	瓦、スレート、金属薄板
6	電気	送配電気設備、構内電気設備、照明設備
7	管	冷暖房、空調設備、給湯設備、厨房設備、ガス管配管
8	タイル・れんが・ブロック	タイル張り、レンガ積み、コンクリートブロック積み
9	板金	板金加工取付、建築板金
10	ガラス	ガラス加工取付
11	塗装	塗装、外壁吹付け
12	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング防水 塗膜防水、シート防水
13	内装仕上	インテリア工事、天井仕上げ、壁張り、内装間仕切 床仕上げ、畳、ふすま、家具、防音、カーテン、ブラ インド
14	電気通信	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械
15	造園	植栽、剪定、伐採、景石据付
16	建具	金属製建具、サッシ取付、シャッター取付、木製建具 ふすま
17	消防施設	火災警報装置、消火設備
18	外構	門扉、ネットフェンス、看板、案内板
19	その他	上記に分類されないもの

様式第 1 号（第 4 条関係）

安曇野市小規模工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

（宛先）安曇野市長

私は、安曇野市が発注する小規模工事及び修繕の契約を希望しますので、次のとおり登録を申請します。

住所又は所在地	〒 ー 安曇野市	
フリガナ 商号又は名称		
フリガナ 代表者 職・氏名		
電話番号		
F A X 番号		E - mail
携帯電話番号		

※ 印鑑は、見積書や契約書等に使用するものを押印してください。

- 1 法人の場合には、代表者印(登録印)を押印してください。
- 2 個人事業主の場合には、個人印を押印してください。個人印は実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形する恐れのある材質でできた印鑑は使用しないでください。

小規模工事等の契約を希望する業種（5 業種以内）

	希 望 業 種（簡潔に記載）	資格・免許等が必要な場合は その種類・名称等を記載
1		
2		
3		
4		
5		

※ 資格・免許等が必要な場合には、資格証明証・免許証等の名称を記入し、その写しを添付してください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

安曇野市小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届

年 月 日

（宛先）安曇野市長

〒

住所又は所在地

商号又は名称

代表者 職・氏名

印

電話番号

FAX番号

次のとおり登録内容を（変更・廃止）しましたので届け出をします。

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更等年月日
(備 考)			

※ 変更の証明となる書類(登録事項証明書等)がある場合は、写しを添付してください。